

資料：女性・子どもに関わる性の動向と危急対応、諸課題（1）

—新宿1965～90s.の検討を中心に—

田中弘子

（家政教育研究室）

（平成18年6月2日受理）

Notes; Policies & measures to protect women and children during the recent sexual crises - With special emphasis on Sinjyuku from 1965 to the 90s.-

Hiroko TANAKA

序

ほぼ1960年代後半以降の日本では、学生や女性の若ものたちを中心に、それぞれの問題、課題を主張し理想の実現のための実践をすすめることができた時代であった。80～90s.は、立法や法改正のかたちでそれらが結実したと言える。

70年代初には旧優生保護法中の「経済条項」を削除しようとする政府の動きがあり、妊娠中絶をする権利に関し、世界における同時的な裁判などの攻防と相俟って、女性たちが歴史的に本格的には初めて自分たちの「からだ」の問題（reproductive health / rights）に向かい合った。マイノリティの人々から、旧優生保護法中の差別条項や羊水チェック、中絶の判断に関する問題提起がなされ、女性たちの間では避妊や中絶の実態、出産の方法などについて、より覚醒にもとづいた論議がなされた。スカンディナ비아や欧米では、70年代にはすでに買売春や家族間の暴力の問題をも含め、女性全体に降りかかるすべての問題について、論議をくり返し、立法や裁判など丁寧にとり組まれつつあった。

1960年から75年に至る15年間は、10.6%の上昇率という急速な「核家族化」の時代であった。また、1975年を境にして、「見合い」に代わって、「恋愛」結婚が多数を占めていくようになった。女性は、より多く職業に就き、さまざまな背景があるにしても、「選択によるシングルマザー」という生き方について、少しずつ認識が広まった。

日本における女性施設G.^{註1)}では、1958「売防法」施行の数年後より急速に、この法に関わる利用者は減少した。その理由は、性産業の変わり身の早さ、および売防法にたいする行政の対応への疑問・世論などによると言える。その後1965年までには、相談員をはじめとする人々の強い要請と働きかけによって、G.は女性の妊娠・出産、幼い子どもの同伴のための施設に切り替えられることになった。これによって、①買売春問題をも含みながら、大きく分けるなら、むしろ多くは②従来からもあった、DVから脱出した女性のためのシェルターの役割、および③とくに70年代前後から注目されるようになった非婚姻によるシングルマザーの出産を手助けする機関となった。このようにG.は、日本における女性・子どもに関わる多くの問題に関し、実態と一般の認識、さらに立法・改正などより、かなり早い時期に、実質的に先導する役割として、それらの問題の受け入れを行ってきた。^{註2)}

I 「DV防止法」の問題と課題

日本における「DV防止法」の立法は、①人間関係に立ち入る法としても、また②実質的には議員立法の色彩が濃い、会議、集会での話し合いを繰り返しながら、また立法の先達となった欧米や韓国など外国の状況を傾聴し、被害当事者やマイノリティの人々の証言を、立法に関わる当事者たちにも聞かせ、最大限に組み入れながらの「市民立法」としても、ほとんど初めての体験であ

註1) 本誌 第II部 人文・社会科学 35-2, 2003. pp.1-19 同 36-2, 2004. pp.57-75 本誌 51-1, 2004. pp.229-242 同 52-1, 2005. pp.292-306

註2) その法的な根拠は、1965に旧厚生省から出された「通達」である。DVについては、いわゆる「DV防止法」(2001, 2004改正)の施行時に、「受け皿」機関としての追認があった。

った。アジア諸国の間では従来より、労働力だけではなく、人身売買、買春、結婚など、移住の問題あるいは親密のように見える人々の交流があり、近年はますます盛んである。1990年代よりは、アジアの国々においても、ジェンダーに関わるさまざまな問題と解決への努力がとり組まれ、立法化されてきた。たとえば、台湾では民進黨への政権交代を契機に、また韓国、中国においては90s.の経済の急発展をバックに、あるいは世界女性会議北京大会（1995）をきっかけとして、アジアの女性解放の動きはめざましく展開し相互に学び合えるものが非常に多くある。

近年は衆知のように、私たちは90s.以降のこの時期を"冷戦期後のアジア"と呼んでいる^{註3)}。冷戦期後のアジアとは、経済や政治の旧い制約を脱皮し、女性運動においてもスカンディナビアや欧米における立法などをお手本とするだけではないということの意味する。アジアの中で、戦争とその後の歴史を引き摺りながらも、はげしい経済動向や人々の暮らしの変化を敏感に感じ、各国や民族の独自性、実態を十分に把握しながら、それぞれの旧弊を丁寧に克服していく過程である。同時に、国や民族性だけではなく、女性一人一人の違いをよく認識し、個別性を考えなければならないということに、誰もが気づき始めている。

台湾におけるDV防止立法（1999「家庭暴力防治法」）の経緯は、政権交代し風雲急をたげる勢いをもって政治と社会が変革されてきた中に位置づけられる。すなわち「ジェンダー政策」を政治の主流にする政策と、「女性が台湾社会の広範において活躍する」という両輪によって成立したとすることができる。この立法の特徴は、同時期に「特別法」を制定・施行することによって、民法による女性の救済・回復と同時に、加害者への刑事罰などが可能であり、各機関の連携による問題の解決をめざしている点にある。「特別4法」という方法は、韓国も同様である^{註4)}。台湾において重要なことは「家暴

（1999）・性侵（1997）」というように、ドメスティック・バイオレンスとセクシュアル・ハラスメントとを、殆どつねに、意識的に同時的にとらえ^{註5)}、どちらの場合も実際におこる事件によって、「性犯罪」に移行する可能性を強くもって考えられている事である。このような法の扱いの柔軟性や立法にたいする成熟さは、いったいどこから来るのだろうか。それらは女性たちの草の根的な、組織的な運動の強さ深さ、研究者・議員などの上手な関わり、ジェンダー公正の政治的社会的な主流化などによる成果であったと言わざるを得ない。

政権交代以後の政府は、ジェンダー公正の主流化によって、いろいろな意味でそれが活用され戦略化されることで、画期的な改革を行うことができた。法律、政治、行政、あらゆる機関で女性が元気に活躍している。現在の政党のもともとの拠点である南端の高雄市においては、女性ばかりでなく、多くのマイノリティの人々が生き生きと労働に就いている。女性の活躍や起業（「老板」）が多い背景には、歴史的な外食産業の発達と家事育児労働は双方の親と夫の手、あるいは家事労働者雇用の習慣が大きい要因と考えられる。

図1-1と図1-2は、高雄市の「家暴・性侵」センターの取り組みをあらわしている^{註6)}。表1-1は、日本の4年間の「保護命令新受件数」（2001.10～2005.8）で、表1-2は、台湾と日本の「保護命令発令事件」処理件数の比較である。^{註7)}

図1-1は、高雄市の政府、民生局、司法、警察、シェルター、職業訓練、医療・心理・教育などが連携を組み、協力体制を示している。1枚のCDは、小学校を訪ねた劇団が「家暴・性侵（犯罪）防止」を、ハリーポッターをもじって、子どもたちに丁寧に具体的に訴えている。その中の一部では、親の子どもにたいする「愛情表現」と「性的侵害」「家庭暴力」の違いを分かりやすく説明している。図1-2は、センター業務の組織編制である。左端の「專線救援組」は、10人のソーシャルワーカー

註3) ポスト冷戦期の文化政治とジェンダー—言説の立場、困難と突破—, Cultural Politics and Gender in the Post-Cold War Era, 戴 錦華, 第2回F-GENSシンポジウム「ポスト冷戦期のアジアとジェンダー研究」基調講演, 2005.11

註4) 「資料：女性・子どもの危急対応と「性買売」法改正の方向（1）—新宿1955-64の検討を中心に—」, 本誌51-1, 2004, P.229

註5) 米国の各州は、70sに「家族間暴力に対する規制法」を成立させ、90sにはその改正として連邦法「女性に対する暴力防止法」を制定させた。日本に対して、「適用対象を確定する前に、注意深い検討が必要である」と呼びかけた。アジアではとくに、「家庭の安定」の概念に基づく「配偶者間における暴力防止」という法的な枠組みは強く、依然として主語・目的語が明確ではない。日本では2001年の立法前に、全国の女性相談員組織や婦人保護施設組織など、筆者を含めグループ・個人が、「適用される対象の拡大」について「要望書」を提出し、事実婚も含まれることになった。この問題は、2004年の改正にもち越され、さらに適用対象は、婚約や離婚後の関係に拡大されることになった。

註6) 高雄市政府社会局「家庭暴力及性侵害防治中心・業務簡報」2005.8

註7) 2004年度核発保護令・民事裁定一覧表（高雄市, 2005）, 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について（日本最高裁判所事務総局民事局, 2005）

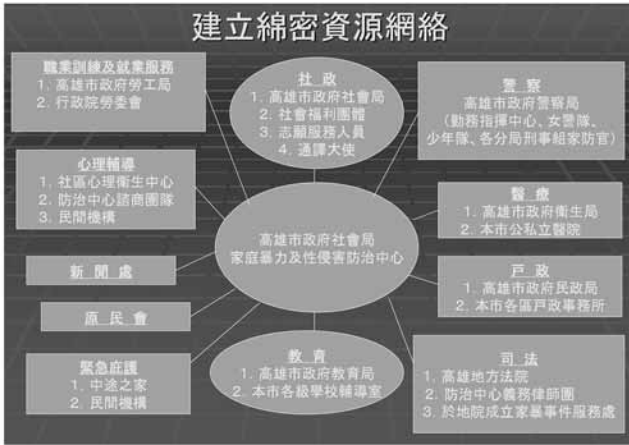


図1-1

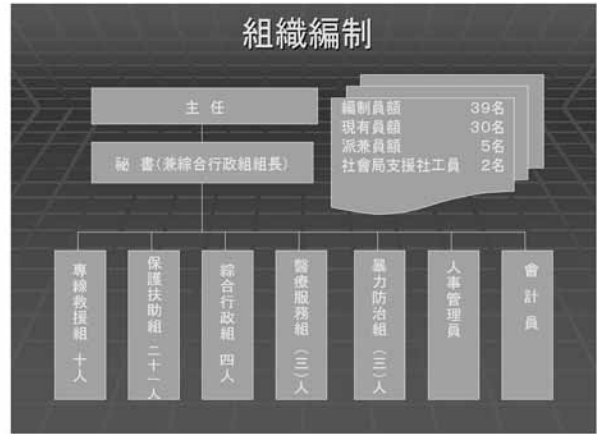


図1-2



表1-1



表1-2

一による、24時間の受け付け体制を示している。また、全国「113」の緊急電話に対するいたづらはすぐに逆探知をすることができ、17言語の通訳が提供されてもいる。表1-2によると、保護命令の発令件数は日本と比較して圧倒的に多く、人口に比例すると日本の100倍を超える。暴力の質が異なるとも言われるが、シェルターの数は少なく、もとの家に戻る女性も少なくないとのことである。もとの地域を離れることの難しさや、労働・収入を優先せざるを得ない状況、また社区（コミュニティ）の調整機能と活動状況の影響もあると考えられる。なお、離婚の場合、夫が子どもを引きとるケースが約3割と多いが、今後は夫が外国人女性と再婚するケースが増え、妻が引きとる割合が増加することが見込まれる。

翻って日本においては、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力・犯罪を、どのように集約的に焦点化し、またすべての女性・子どもの問題として考えすすめていくかが大きな課題である。これらの課題のとり組のおくれによって、立法のとり組みばかりではなく、問題の深い把握と組織

化全体化が立ち遅れている。2004年改正以後、それぞれの自治体を中心となって担っていくとしても、地域の事情や連携・協力がうまくいかない場合、形骸化せざるを得ない箇所も現れると予想できる。暴力の現われ方は、10～20代の子どもたちによるものや、逆に親からの虐待が増加しているなど、問題の分析と個々のケースに合う回復のためのプログラムの形成など、問題自体に向き合うことが置き去りにされてきている。未然防止や加害者に対するプログラムは、現在はまだ効率のよい成果は聞かれなくても、それらは学校や社会教育にも有効に活用され得ると予測できる。

II 調査研究の枠組み

1 シェルターの概要

シェルターG.は、明治初期に「一夫一妻」制の実現、および「在外の買売春」問題に関する「刑法及民法改正の件請願」を、署名をつけて帝国議会に提出している。1894年より、新宿において女性のための「救済館」として出発したのが、G.のスタートであった。1958年「売

「売春防止法」により、「婦人保護事業」の一環である「婦人保護施設」の一つとして、東京都から委託をうけたことから、公的機関に準ずる位置づけをもっている。同時に、後援会があり、近年は多様なボランティアやNPOが活躍し、請願や立法にむけて参加をするなど、次第にオープンで独創的な性格をもってきている。このような意味で、民間性が強い施設である。1965年からは、区の女性相談員を中心とする強い働きかけがあって、妊娠・出産女性または乳児・小さい幼児を連れた女性に重点をおくようになり、次第に「女性と子どもの家」に切り替わってきた。そのことの根拠は、「売防法」をきっかけとして、女性のからだ (reproductive health / rights) を重視することと、シングルマザーなど新しい性と生への視点があった。

2 時代区分

敗戦後から現代のG.まで、次のように時代区分を試みている。

(1) 1946～1954

敗戦より、「売春防止法」以前までの時期

(2) 1955～1964

「売春防止法」制定前後から、セクシュアリティの概念が変革される以前の時期

(3) 1965～1990s.

女性の権利と、性、人権の問題がひろく意識化されてきた時期

3 利用者の生活と選択 (1965～1990 s.)

<色々なケース>より ((社) G.会編『G.百年のあゆみ』p.371)

(1) 入籍している場合は、離婚手続きをとって母子寮に入れる。

(2) 夫の暴力があった場合、夫婦げんかには立ち入らない原則で、子どものために家に戻した。(マ>)

(3) 子どもが育てられない場合、①実家がひきとる、②その親に適合した単身の施設に移管する、③寮に子どもを捨てて逃げたいと思っているケースは一緒にして親の自覚を育てる。(マ>) (1970 s.)^{註8)}

<ケース記録>より ((社) G.会編『百年のあゆみ』pp.403-411)

「だました男を慕う娘」「ヒモの男につくす」「K会で結婚式」「売春はお仕事」「崩壊家庭で」「ヘビースモーカーAさん」「レイプされた高校生」「兄の近親姦」(1970 s.～80 s.)

(マ>)^{註9)}

Ⅲ 調査研究の概要

1 調査の対象と方法

(1) 調査の対象と実施方法

史料から得られる利用者数は、次のようである。

1965	1970	1975	1980	1985	1990
27	75	59	49	69	60

(2) 分析の枠組み

1965-90s.は、「売春防止法」あるいは後の「DV防止法」による影響をそれ程うけておらず、いわゆる近代家族後の特徴を徐々に示していく時期にあたる。とくに女性たちがDVを初めとして、新しい認識を切り開いていく試練の時代である。ここでは時代を区切って、①受入れ時の年齢 ②学校歴 ③相談経路 ④利用事由 ⑤健康状態 ⑥家族状況 (図Ⅲ-1～6) から、女性や子どもたちがどのような要因によって、健康や安全、安心を脅かされ、どのような状況におかれていたのかを検討する。

2 調査の結果

① 受入れ時の年齢 (図Ⅲ-1)

20歳未満は激減し、9.4%である。この背景には避妊や人口妊娠中絶の浸透も考えられる。20～24,25～29の割合はさらに増加して、合計して58.2%であった。

② 学校歴 (図Ⅲ-2)

15歳未満で学校教育を離れたのは4.4%で、前の時代の10分の1近くの割合であった。しかし中学校卒・高校中退はかなり多くなり、全体の58.2%と上昇している。いわゆる「学校からの逃走」という質を含むと

註8) (社) G.会編『G.百年のあゆみ』ドメス出版, 1994 p.371 (2) (3) -③は、現在のようなDVなどにたいする情報、認識、状況の変化がなかった。

註9) (社) G.会編『G.百年のあゆみ』ドメス出版, 1994 p.403～411

考えられる。高校卒も30.0%と高い。

③ 相談経路 (図Ⅲ-3)

この期間になると、行政の整備が行き届いて、福祉が圧倒的に多くなり、88.0%を占める。1975年までは、警察よりも直接訪ねる人が僅かに多く4.4%となっている。

④ 利用事由 (図Ⅲ-4)

シェルターを利用した事由は、「生活難」が43.3%で圧倒的に多くなった。次いで「家出」「家庭不和」が併せて23.0%、「売春」は3.2%で10%以上減少している。これらの事由はいつでも複合していたり、ほかの事由に潜行していたりする場合も少なくない。

⑤健康状態 (図Ⅲ-5)

「その他」「無回答」は併せて35.3%で、申告しなかった数値は減少している。「妊娠」が27.7%、「(病気などが)なし」が28.6%で、この2つはほぼ一致している。これらがこの時期以降の特徴である。しかし、「病気」が3.8%、「性病」は1.4%、「障害」「依存症」は併せて2.1%あり、つねに一部の人の重度化、複合化が課題になっている。

⑥家族状況 (図Ⅲ-6)

「0~2」人は15.6%と半減している。「3~5」人は46.3%、「6」人以上は29.4%と予想以上に多い。

結

調査対象となったシェルターG.の利用者について、次のような論点を得られる。

①敗戦時および「売防法」制定時、および1965年の通達による「女性と子どもの家」への切り替え、さらにDV防止法など、G.による実態の受け入れが先行し、むしろ法律制定がG.のような機関を想定していたと言える。また「売防法」後の性産業の大きな切り替えの背後には、国際的な人身取引(ヒューマントラフィッキング)による、国境を超える買売春が大きな課題となってくる。今後の「売防法」改正などにむけて、このような時代と状況をよく読みとり、G.周辺がよき牽引力となる必要と可能性をもっている。

②1965-90s.の時期は、いわゆる近代家族が明らかにしたジェンダー矛盾を示す1つとして、DV被害が緊急の課題として現れた。このことは日本におけるような対

処療法的ではなく、戦略的に法改正やその他の対策がたてられるべきである。同時に、さまざまな経緯がありながらも、シングルマザーが次代の可能性として注目されつつあった。

本研究の調査結果から、次のような諸点を得られる。

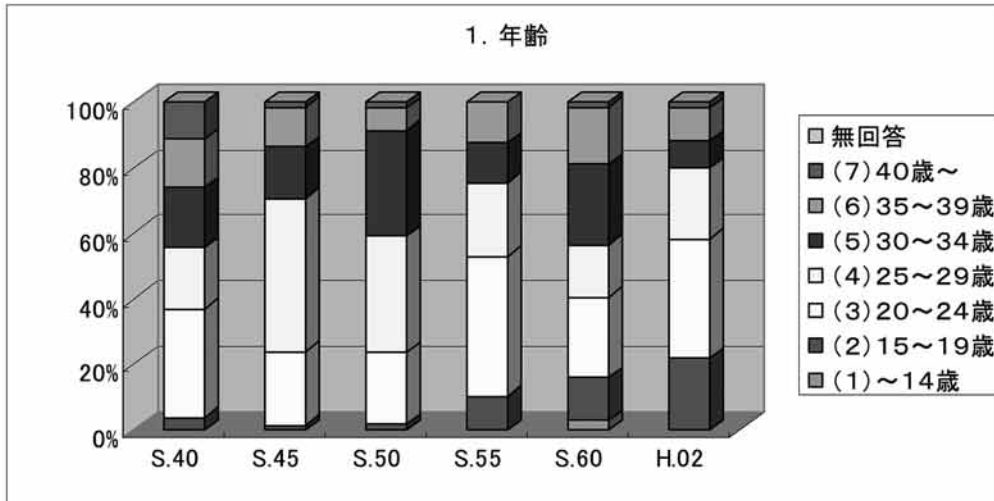
①この時期の利用者は、20代の割合がさらに多く58.2%に増えた。学校歴も中学校卒・高校中退が最も多く同じく58.2%となっている。「女性と子どもの家」切り替え後は、健康と安全を気づかい、平穩に時間を過ごすことに重点がおかれている。利用者たちの進路選択や職業訓練、就職の考え直しなど、手をさしのべる方法、課題は山積している。

②精神的な傷や「病い」「依存症」など、それらの重度化複合化については、多角的な提携・協力など新しい方法が試みられており、さらに様々の専門家の参加が必要である。

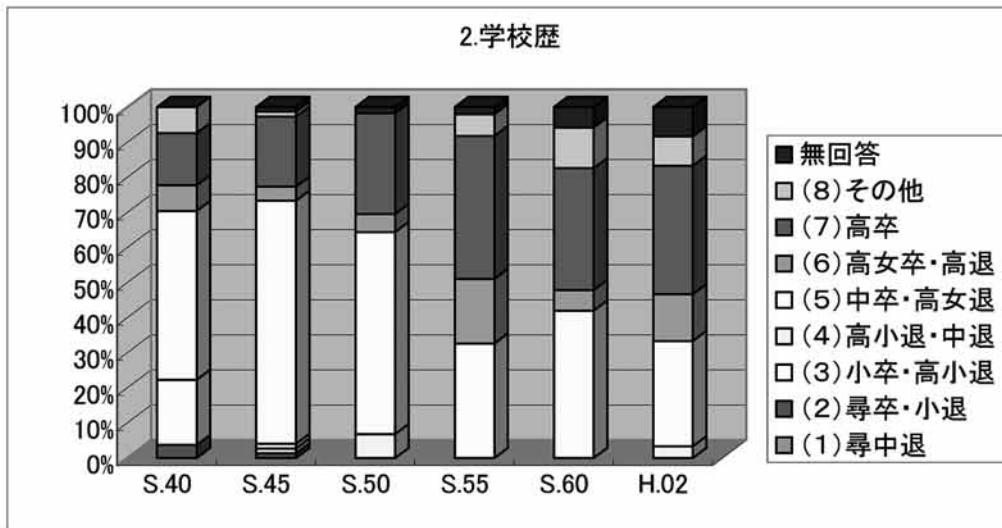
(調査の対象とした支援機関G.の過去の資料のうち、既に公的に報告された以外の資料、および当事者、職員等との意見交換を参考引用する必要があった場合は、次のような対策・措置を行った。

本研究の位置づけと目的について、理解と了解を得た上で、問題・事項のみを抽象化・数値化し、類型化、分布、解析等の方法・形式に限定して、資料等をつかう。さらに表現した結果を提示して、相手方に再度の了解を得た。本研究の調査において、個人・支援者・機関等の人権、プライバシー、利益、業務等に関し、今後プラスにこそ活用され得ると予想するのであって、これまでの長期にわたって築いてきた信頼関係を傷つけることが一切ないように、最大の配慮と努力を払った。)

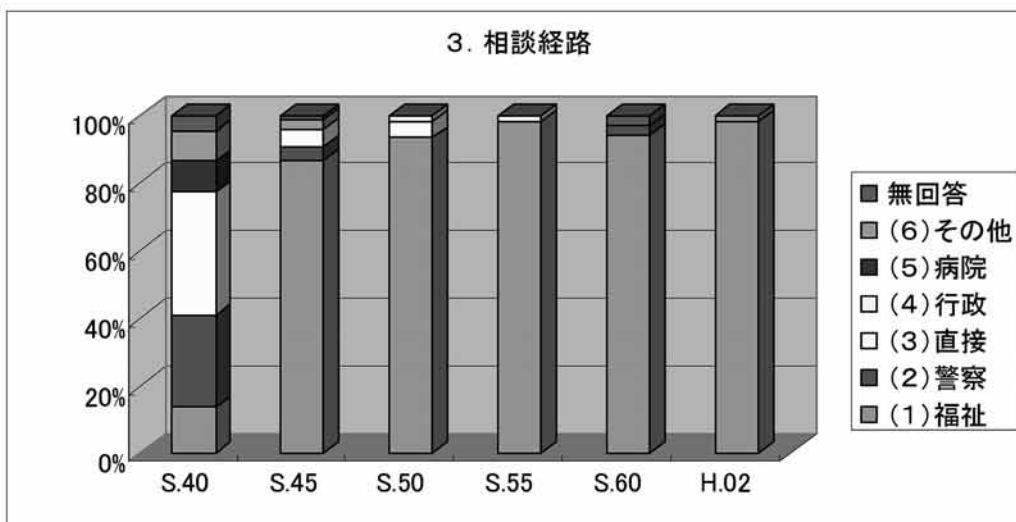
(本調査研究の一部は、お茶の水女子大学 21世紀COEプログラム、F-Gens. A-1 (政策と公正)における共同研究によるH.17の組織配分を、また文部科学省科研費(個人研究)H.17の配分をうけています。)



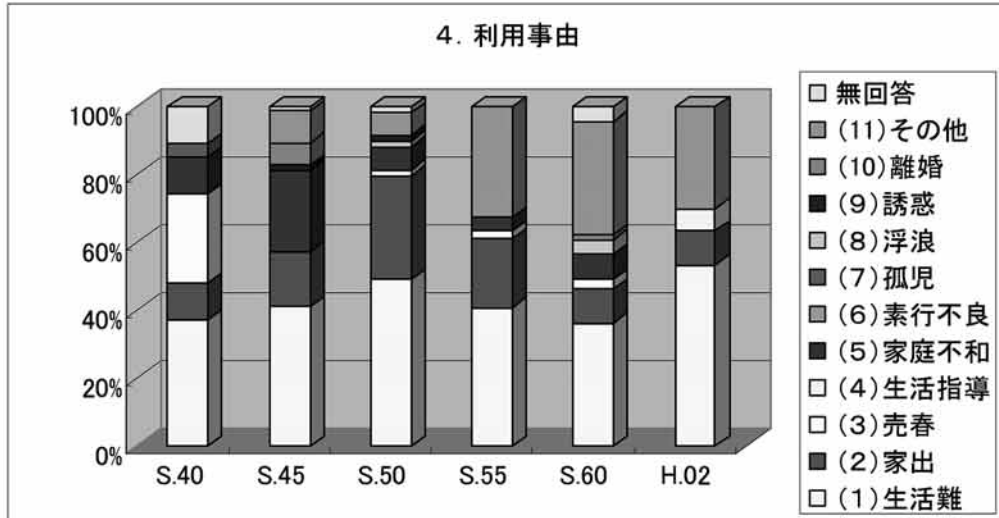
図Ⅲ-1



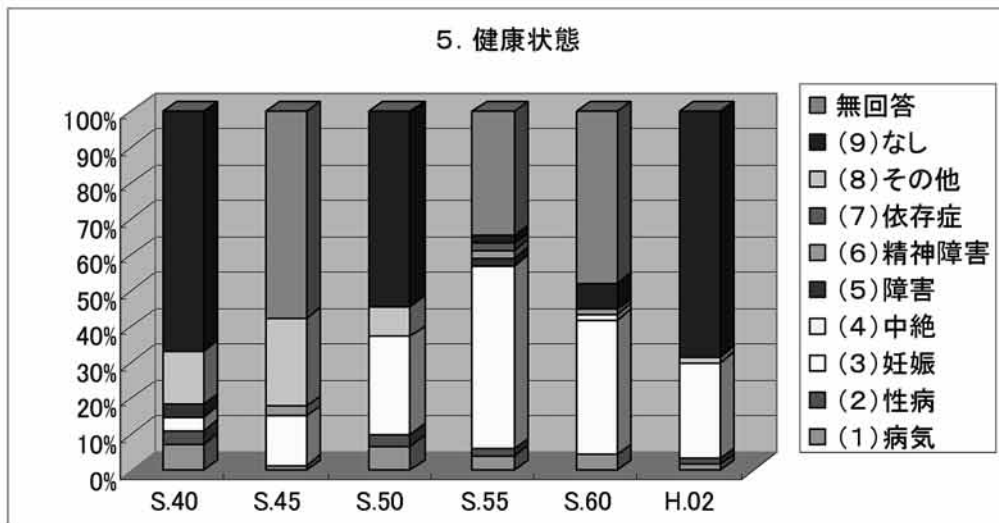
図Ⅲ-2



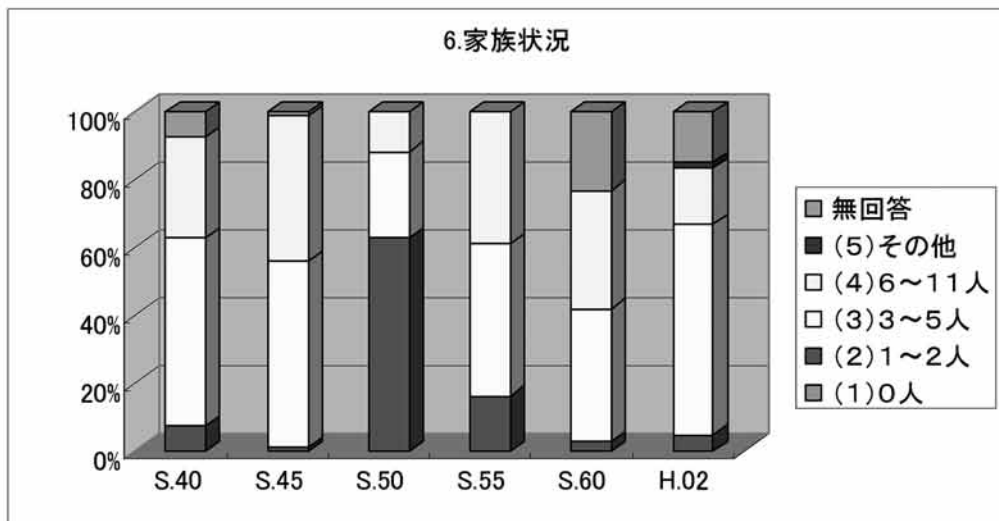
図Ⅲ-3



図Ⅲ-4



図Ⅲ-5



図Ⅲ-6

引用・参考文献

- 1 朝山新一, 現代学生の性行動, 白井書房, 1949
- 2 赤川 学, セクシュアリティの歴史社会学, 勁草書房, 1999
- 3 あごら九州編, 買春王国 性を売る女たち, B O C 出版, 1994
- 4 浅倉・戒能, 他, フェミニズム法学 生活と法の新しい関係, 明石書店, 2004
- 5 アジアの児童買春阻止を訴える会, アジアの子ども買春と日本, 明石書店, 1996
- 6 伊藤 悟, 同性愛の基礎知識, あゆみ出版, 1996
- 7 いのうえせつこ, 買春する男たち, 新評論, 1996
インパクト出版会, 優生保護法と自己決定権,
- 8 SELF DETERMINATION impaction No.97, 1996
井上輝子ほか, セクシュアリティ, 岩波書店, 1995
- 9 岩波講座, 現代の法 II ジェンダーと法, 岩波書店, 1997
- 10 上野・宮台、ほか, 買春解体新書, 柘植書房新社, 2001
- 11 大橋照枝, ニューシングルズパワー, 1992
- 12 戒能ほか, 狙われる子どもの性, 啓分社, 1991
- 13 兼松左知子, 閉じられた履歴書, 朝日新聞社, 1990
- 14 河田貞子, 婦人保護施設 Gの援助, 新しい家族 第29号, 1996
- 15 (財)横浜市女性協会, 民間女性シェルター調査報告書 I 日本国内調査編, 1995
- 16 (財)横浜市女性協会, 民間女性シェルター調査報告書 II アメリカ調査編, 1995
- 17 (財)横浜市女性協会, 横浜市女性相談ニーズ調査報告書 I, 1996
- 18 (財)日本性教育協会編, 改訂 性教育指導要項解説書, 1984
- 19 グループ・女の人権と性, リプロダクティブ・ヘルスを私たちの手に,
- 20 ジル・ウィルソン, 松村訳, 子どもの虐待をなくすために, 東信堂, 2001
- 21 ジャン・ボテロほか, 福井・松本訳, 愛と結婚とセクシュアリティの歴史, 新曜社, 1993
- 22 庄司・島村、ほか, "援助交際"の少女たち, 東研出版, 1997
- 23 新宿区, 新宿区婦人保護事業30年のあゆみ, 1988
- 24 新宿区地域女性史編纂委員会編, 新宿 女たちの十字路, ドメス出版, 1997
- 25 性と生の教育創刊号, 性差別、セクシュアル・ハラスメント、レイプを撃つ!, 東山書房, 1990
- 26 性と生の教育・臨時増刊号, 多様な人権と教育現場からのメッセージ, あゆみ出版, 1998
- 27 全国学校図書館協議会ブックリスト委員会, 性と生を考える, 全国学校図書館協議会, 1992
- 28 全国婦人相談員連絡協議会, 現在 そして これから 婦人相談員業務実態調査報告集, 1992
- 29 総理府編, 売春対策の現況, ぎょうせい, 1986
- 30 Diamond,M., Karlen,A., Sexual Dicionsions, L.Brown & Company, 1980
- 31 Dooley,M.D., The evolution of welfare participation among Canadian lone mothers,1973-1991.Canadian Journal of Economy 589-612,1999
- 32 高橋喜久江, 売買春問題にとりくむ, 明石書店, 2004
- 33 高橋・湯前編, 売春・買春 現代のエスプリ No230, 至文堂, 1986
- 34 田中弘子ほか, さまざまな性, 大月書店, 1994
- 35 田中弘子, 「婦人保護事業」の拡大する役割と現代的意義, 新しい家族 第29号, 1996
- 36 田中弘子, 自立への援助, Gに生きた女性たち, ドメス出版, 1997
- 37 田中弘子, うちがわから見る新宿～居場所、共生、さまざまのセクシュアリティ～, ウイズ新宿 No.73, 2000
- 38 田中弘子, 「売防法」と「DV法」, Gだより 第21号, 2001
- 39 Chieko Akaishi, The Situation of Single Mother Families in Contemporary Japan, Single Mother's Forum, Nonprofit Oganization
- 40 角田由紀子, 性の法律学, ゆうひかく選書, 1991
- 41 デラコステ, F.,アレキサンダー, P., セックスワーク 性産業に携わる女性たちの声, パンドラ, 1993 (F.Delacoste, P.Alexander, SEX WORK, 1987)
- 42 東京都新宿区新宿福祉事務所, 要保護女子についての調査(1), 1971
- 43 同(2), 1974

- 44 東京都民生局, 東京都の婦人保護—売春防止法全面施行15周年記念—, 1973
- 45 東京都民生局婦人部, 東京都婦人更正資金借受者実態調査, 1962
- 46 東京都民生局婦人部, 外国の売春対策の現況, 1970
- 47 東京婦相会, タイ・シェルターと帰国した女性たち現地調査報告集, 1996
- 48 内閣総理大臣官房審議室, 売春対策審議会—その25年の歩み—, 1982
- 49 日仏女性研究学会, 買われる性・女性と子ども 女性空間 Espace de Femmes 16, 日仏女性資料センター, 1999
- 50 波田・平川, シェルター, 青木書店, 1998
- 51 平山 尚, 障害者の性と結婚, ミネルヴァ書房, 1985
- 52 Hao,L.,Blinton,M.C., Productive Activities and Support Systems of Single Mothers, American Journal of Sociology,1305-44,1997
- 53 林, 婦人福祉研究会, 現代の売買春と女性, 女性福祉研究会, 1995
- 54 林・堀, ほか, 婦人福祉委員会から婦人保護委員会へ, ドメス出版, 2000
- 55 パンドラ編, 買う男、買わない男, 現代書館新装版, 1995
- 56 平野広朗, アンチ・ヘテロセクシズム, 株パンドラ, 1994
- 57 V.Gornick ほか, Woman in Sexist Society, A MENTOR BOOK, 1971
- 58 プリチャー,P.石井訳, 私は娼婦じゃない, めこん, 1994
- 59 藤野豊, 性の国家管理／買売春の近現代史, 不二出版, 2001
- 60 伏見憲明編, Queer Japan VOL.2, 刑草書房, 2000
- 61 藤目ゆき, 性の歴史学, 不二出版, 1999
- 62 婦人保護事業制度研究会編, 婦人保護事業ハンドブック, 日本児童福祉協議会, 2004
- 63 編集復刻版, 買売春問題資料集成 戦前編 第Ⅰ期, 不二出版, 1998
- 64 同 戦前編 第Ⅱ期, 不二出版, 2004
- 65 細谷 実, リブの売春論とセックス・ワーク論をつなぐ, 日本女性学会学会誌, 女性学 VOL.10, 新水社, 2002
- 66 Hopkinson,A., 五味・京極訳, 未婚の母たち PART I その境遇, 連合出版, 1980
(Hopkinson,A.,SINGLE MOTHERS—THE FIRST YEAR, the Scotish Council for the Single Parents, 1976)
- 67 同 PART II その自立, 1980
- 68 マッキノン,C. 鈴木訳, セクシュアルハラスメント 現代思想 Vol.20-1, 青土社, 1992 牧 英正, 人身売買, 岩波新書, 1971
- 69 宮崎留美子, 私はトランスジェンダー, ねおらいふ, 2000
- 70 宮台・河野, ほか, 援助交際をする娘へ 論座4, 朝日新聞社, 1998
- 71 宮台・速水, ほか, <性の自己決定>原論, 紀伊国屋書店, 2001
- 72 Mooney,J., Gender, Violence and the Social Order, MACMILLAN PRESS LTD, 2000
- 73 Mothers seeking 'Super Donor 401' get a special gift, telegraph from England, Filed 08/05/2006
- 74 森田ゆり, 沈黙をやぶって, 築地書館, 1992
- 75 森田・福原, 他, 女性に対する暴力—フェミニズムからの告発—, 松香堂, 1998
- 76 Radford,J.,ほか編, Women, Violence and Strategies for Action, Open University Press, 2000
- 77 リム, L.L.編著, 大間知ほか訳, セックス「産業」—東南アジアにおける売買春の背景—, 日本労働研究機構, 1999 (International Labour Organization, THE SEX SECTOR: The economic and social bases of prostitution in Southeast Asia, 1998)
- 78 L.フェダマン, 富岡・原訳, レスビアン史の歴史, 筑摩書房, 1996
- 79 若尾典子, 買売春と自己決定, J URIST NO.1237, 有斐閣, 2003
- 80 渡辺・朴, ほか, 売春は労働かインパクション84, インパクト出版会, 1994
- 81 What You're Dying To Know About "Mommyhood Before Marriage", The Adoption Option The U.S. Department of Health and Human Services Report, Cosmopolitan October 2005

